

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
301	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園	H4					③現状維持 ↓ ⑫検討	市内全域からの利用が見込まれる拠点公園であり、市民の憩いの場として遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、子育て環境の向上に努める。 また、周辺施設一帯として検討を行う。	周辺施設一帯との検討								
302	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（非木造）	S50	○				⑫検討	改修内容の精査と検証を進める。 また、周辺施設一帯として検討を行う。	改修内容の精査と検証								
											方針決定								
303	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（木造）	H3					⑫検討	改修内容の精査と検証を進める。 また、周辺施設一帯として検討を行う。	改修内容の精査と検証								
											方針決定								
304	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園公衆便所	S50	○				⑫検討 ↓ ①建替え	経年劣化により改修が必要な状況であることから、建替えを行う。	改修内容の精査と検証								
											方針決定			●					
											実施設計			●					
											建替工事				●				
305	16 公園	児童公園	城山児童公園	S50					③現状維持										
306	16 公園	児童公園	上片町児童公園	S41					③現状維持 ↓ ⑫検討	現在の利用状況を踏まえ、廃止も含め、施設の方針について土地所有者である地元自治会と協議する。	地元自治会との意見調整								
											方針決定								●

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
308	16 公園	児童公園	田端町児童公園	H1					③現状維持 ↓ ⑫検討	現在の利用状況を踏まえ、駅前大規模整備に併せて機能移転等について検討する。	機能移転の検討								
											方針決定								●
309	16 公園	児童公園	十文字児童遊園地	S58					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園であり、指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
310	16 公園	児童公園	荒島児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
311	16 公園	児童公園	荒屋児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
312	16 公園	児童公園	上鍛冶屋児童遊園地	S58					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
313	16 公園	児童公園	馬場児童遊園地	S49					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
314	16 公園	児童公園	大津第一児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
315	16 公園	児童公園	貝附第一児童遊園地	S49					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
316	16 公園	児童公園	金屋第一児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
317	16 公園	児童公園	坂町児童遊園地	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
318	16 公園	児童公園	下鍛冶屋児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
319	16 公園	児童公園	田島児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
320	16 公園	児童公園	田屋児童遊園地	S50					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
321	16 公園	児童公園	鳥屋第一児童遊園地	S51					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
322	16 公園	児童公園	鳥屋第二児童遊園地	S51					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
323	16 公園	児童公園	中野児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
324	16 公園	児童公園	梨木児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
325	16 公園	児童公園	名割児童遊園地	S30					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
326	16 公園	児童公園	花立第一児童遊園地	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
327	16 公園	児童公園	羽ヶ榎児童遊園地	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
328	16 公園	児童公園	春木山児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
329	16 公園	児童公園	藤沢児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
330	16 公園	児童公園	松山児童遊園地	-					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
331	16 公園	児童公園	山口児童遊園地	S40					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
332	16 公園	児童公園	飯岡児童公園	H4					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
333	16 公園	児童公園	今宿児童遊園	H4					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
334	16 公園	児童公園	河内児童公園	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
335	16 公園	児童公園	川部児童公園	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
336	16 公園	児童公園	北新保児童公園	H1	□				③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
337	16 公園	児童公園	里本庄児童公園	S57					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
338	16 公園	児童公園	殿岡児童公園	H29					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
339	16 公園	児童公園	長松児童公園	H28					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
340	16 公園	児童公園	福田児童公園	H2					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
341	16 公園	児童公園	南大平児童公園	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
342	16 公園	児童公園	南田中児童公園	H3					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
343	16 公園	児童公園	宿田児童公園	H2					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
344	16 公園	児童公園	山田児童遊園	H3					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
345	16 公園	児童公園	指合児童公園	S57					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
346	16 公園	児童公園	赤松児童公園	H23					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
465	16 公園	児童公園	花立第二児童遊園地	S61					③現状維持	利用がある程度当該住民に限られた身近な公園。自治会による維持管理を継続する。									
		児童公園の数	46																

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
347	16 公園	農村公園	西興屋農村公園	H28			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。(H30～R10)	指定管理								
348	16 公園	農村公園	鋳物師農村公園	H3			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→
349	16 公園	農村公園	大関農村公園	H7			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→
350	16 公園	農村公園	下渡農村公園	H8			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→
351	16 公園	農村公園	浜新田農村公園	S62			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→
352	16 公園	農村公園	四日市農村公園	H1			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→
353	16 公園	農村公園	門前せせらぎ公園	H12			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。当該住民に限らず広く	指定管理		→	←					→
354	16 公園	農村公園	荒島地区農村公園	H9			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←			
355	16 公園	農村公園	海老江農村公園	H10			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←			
356	16 公園	農村公園	切田農村公園	H8			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←			
357	16 公園	農村公園	佐々木農村公園	H9			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←			
358	16 公園	農村公園	名割農村公園	H29			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。(H30～R10)	指定管理								
359	16 公園	農村公園	大津農村公園	H28			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理							→	←

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
360	16 公園	農村公園	大津クロッカス農村公園	R2			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（R2～R12）	指定管理								
361	16 公園	農村公園	中倉農村公園	H27			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理								
362	16 公園	農村公園	有明郷清水公園	H12					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
363	16 公園	農村公園	牛屋農村公園	S63					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
364	16 公園	農村公園	大塚農村公園	H7					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
365	16 公園	農村公園	渦端農村公園	H9					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
366	16 公園	農村公園	上助淵農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
367	16 公園	農村公園	川部農村公園	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
368	16 公園	農村公園	小出農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
369	16 公園	農村公園	小岩内農村公園	H13					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
370	16 公園	農村公園	小口川農村公園	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
371	16 公園	農村公園	九日市農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
372	16 公園	農村公園	塩谷農村公園	H6					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
373	16 公園	農村公園	志田平農村公園	H8					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
374	16 公園	農村公園	下助淵農村公園	H5					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
375	16 公園	農村公園	高御堂農村公園	H7					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
376	16 公園	農村公園	葛籠山農村公園	H11					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
377	16 公園	農村公園	七湊農村公園	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
378	16 公園	農村公園	平林農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
379	16 公園	農村公園	牧目農村公園	H5					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
380	16 公園	農村公園	松喜和農村公園	H13					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
381	16 公園	農村公園	松沢農村公園	S59					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
382	16 公園	農村公園	桃川農村公園	H11					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
383	16 公園	農村公園	宿田農村公園	S55					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
384	16 公園	農村公園	山屋農村公園	S54					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		→						
385	16 公園	農村公園	大須戸ため池農村公園	H6			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理	→	←						
386	16 公園	農村公園	中浜農村公園	S55					⑧廃止	遊具は撤去済み。 用途廃止に向け、地元との協議を進める。	地元住民との意見調整		→				→		
		農村公園の数	40																

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
387	16 公園	森林公園	岩船すこやかふれあいの森 森林公園	H12					③現状維持										
388	16 公園	森林公園	岩船夕日の森 森林公園	H6					③現状維持										
389	16 公園	森林公園	浦田の森 森林公園	H5					③現状維持										
390	16 公園	森林公園	耕雲寺森林公園	H4					③現状維持										
391	16 公園	森林公園	道玄池いこいの森 森林公 園	H8					③現状維持										
392	16 公園	森林公園	荒川福祉の森	S49					③現状維持 ↓ ⑫検討	国有林を借り受け遊歩道として整備し、木橋 や展望台を設置している。隣接する農業用た め池、荒川総合運動公園の今後の方向性を踏 まえ、廃止も含め施設運営方針を定める。	施設運営方針の検討								
									方針決定										
393	16 公園	森林公園	お幕場森林公園	H14	□				③現状維持										
394	16 公園	森林公園	虚空蔵グリーンパーク	S60					③現状維持										
395	16 公園	森林公園	鳴海森林公園	H10					③現状維持										
		森林公園の数	9																

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
396	16 公園	公園	諸上寺公園	S42					③現状維持										
397	16 公園	公園	三面川中州公園	H4					③現状維持										
398	16 公園	公園	村上運動公園	S59					③現状維持										
399	16 公園	公園	記念公園	H8			○		③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。市指定の武家住宅が存在する。指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理								
400	16 公園	公園	鮭公園	S62			○		③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理								
401	16 公園	公園	あかね色の浜辺親水公園	H8					③現状維持										
402	16 公園	公園	岩船港緩衝緑地	S59					③現状維持										
403	16 公園	公園	ヒトハネ隋道休憩所	H4					③現状維持										
404	16 公園	公園	馬下駐車場	H2					③現状維持										
405	16 公園	公園	明神公園	H11					③現状維持										

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
406	16 公園	公園	門前川公園	H6					③現状維持										
407	16 公園	公園	町家広場	H10			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（R2～R12）	指定管理								
408	16 公園	公園	前坪公園	S56					③現状維持										
409	16 公園	公園	憩いの広場	S55					③現状維持										
410	16 公園	公園	中野水辺公園	H10					③現状維持										
411	16 公園	公園	バルパーク神林総合運動公園（交通公園含む）	H5			○		③現状維持	スポーツ施設整備計画に基づき、管理運営、施設整備を進める。	指定管理								
											スポーツ施設整備計画								
412	16 公園	公園	神林水辺の楽校	H12					③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。必要な施設整備を行い、機能維持に努める。									
413	16 公園	公園	お幕場大池公園	H2					③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。必要な施設整備を行い、機能維持に努める。									
414	16 公園	公園	神林とら堤公園	H20					③現状維持										
415	16 公園	公園	南大平ダム湖公園	H5				○	③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。必要な施設整備を行い、機能維持に努める。天体観測施設は、大規模改修が必要な状況であり、事業内容の検証と今後の方向性を検討する。	天体観測施設の検証と方向性の検討								
											方針決定								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
416	16 公園	公園	湯ノ沢遊園地	S52					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整								
417	16 公園	公園	三面川桜づつみ	H13					③現状維持										
418	16 公園	公園	三面川自然観察公園及びデ イキャンプ場	H8					③現状維持										
419	16 公園	公園	市道三面・小国線沿線施設	H12					③現状維持										
420	16 公園	公園	高根交流広場	H17			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理								
421	16 公園	公園	山北交流広場	H4			○		⑫検討	利用状況とトイレ施設の老朽化から現在の指定管理期間（令和7年度まで）中に廃止を含め検討する。	指定管理								
											方針検討								
											方針決定								
422	16 公園	公園	北中芭蕉公園	H3			○		⑫検討 ↓ ③現状維持	利用状況から、 観光客が一定数いることから、施設を活用し、観光客誘致に努める。	方針検討								
											方針決定								
423	16 公園	公園	久保多町ふれあい広場	H5					③現状維持										
424	16 公園	公園	庄内町ふれあい広場	H5					③現状維持										
425	16 公園	公園	田端町ふれあい広場	H4					⑫検討 ↓ ③現状維持	村上市情報センター正面エントランスと一体となっている。 歩道（道路）と一体となった管理を行う。	方針検討								
											方針決定								

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9
426	16 公園	公園	飯野ふれあい広場	H1					③現状維持										
427	16 公園	公園	岩船港緑地	H19					③現状維持										
428	16 公園	公園	石原ポケットパーク	H17					③現状維持										
429	16 公園	公園	泉町ポケットパーク	H16					③現状維持										
430	16 公園	公園	岩船ポケットパーク	H9					③現状維持										
431	16 公園	公園	塩町ポケットパーク	H17					③現状維持										
432	16 公園	公園	瀬波温泉トンネル ポケット パーク	H15					③現状維持										
433	16 公園	公園	大欠ポケットパーク	H6					③現状維持										
434	16 公園	公園	肴町ポケットパーク	H5					③現状維持										
435	16 公園	公園	市道大町市役所線ポケット パーク	H4					③現状維持										
		公園の数	40																

水色の箇所は、令和7年7月の改訂で修正したもの。

橙色の箇所は、令和6年7月の改訂で修正したもの。

緑色の箇所は、令和5年6月の改訂で修正したもの。

茶色の箇所は、令和4年6月の改訂で修正したもの。